

当学園にご寄付頂いた皆様へ

(函館ラ・サール学園東日本大震災義援金を含む)

皆様の善意とご理解に心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、当学園は、所得税法等の改正に伴う租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることから、平成23年12月28日に税額控除に係る証明書が北海道より通知されました。

このため平成23年1月1日以降の寄付金につきましては、これまでの寄付金の「所得控除」が「所得税控除」の対象になり、税制上の控除額が大きくなりました。

つきましては、ご寄付頂いた方に、近日中に所得税控除に係る証明書を交付する予定であります。

尚、確定申告等でお急ぎの方は、お手数ですが当学園事務室（電話 0138-52-0365）へ、ご連絡きますよう宜しくお願い致します。